

## ◎平成30年6月農業委員会議事録

開催日時 平成30年6月11日(月) 午前9時

開催場所 嘉島町役場3階大会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 佐藤光志 村上卓也  
岡 牧生 中山 忍 岩永俊夫 西岡敏春  
松永雄治 吉田二郎 林田 篤 山内秀一  
友田 廣 榮 恵 森田義美 森下文夫  
本田博士

事務局出席者 高田克明 篤岡潤一郎 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長  
議事録署名人として、本田博士委員、西岡敏春委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第5号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第6号 農地法第5条の届出について
- 3) 議案第7号 農地法第5条の許可申請について
- 4) 議案第8号 農用地利用集積計画承認申請について
- 5) その他

5 閉 会

○報告第5号 農地法第18条の合意解約について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第5号農地法第18条第6項の規定による届出が3件あって  
おります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。では、報告第5号の冊子をご覧ください。番号1。通知者。貸人。嘉島町上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。借人。嘉島町上六嘉〇〇〇。〇〇〇〇。物件の表示、上六嘉龍ノ前〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積計、487㎡です。契約の内容は平成27年7月1日から平成30年6月30日までの3年契約です。事由の詳細は合意解約。解約が成立した日は、平成30年5月23日。土地の引き渡しの時期は平成30年7月31日となっております。

2枚目をお開きください。通知者。賃貸人。嘉島町上六嘉〇〇〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上六嘉〇〇〇。〇〇〇〇。物件の表示、上六嘉鈴町〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積543㎡、外2筆の合計、2,095㎡です。契約の内容は、平成28年3月1日から平成38年2月28日までの10年契約です。事由の詳細、合意解約。解約の合意が成立した日は、平成30年5月23日。土地の引き渡しの時期、平成30年7月31日です。

3枚目をお開きください。通知者。貸人。嘉島町上仲間〇〇〇ー〇。〇〇〇。借人。嘉島町上島〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇。物件の表示、上島幸八〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積222㎡です。契約の内容は平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約。解約の合意が成立した日は平成30年5月25日。土地の引き渡しの時期、平成30年5月28日です。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第6号 農地法第5条の規定による届出について

議長 続きまして、報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による届出が2件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第6号の冊子を1枚めくっていただきますと、番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇。譲受人。東京都武蔵野市吉祥寺北町〇丁目〇〇番〇〇ー〇〇〇号。〇〇〇〇。申請物件が大字上島字同尻地番〇〇〇〇ー〇。これは仮換地の地番でございます。地目は田。面積は216.85㎡です。申請理由は

個人住宅です。施設の概要については木造平屋建て1棟でございます。備考としまして、本件については平成15年に建設済みでございました。1枚めくっていただきますと、位置図を示させていただきます。中央266南北に走っております。真ん中より右側にダイソー100円ショップがあります。その西側、申請地と示しております。全部ではありませんが、すでに平成15年建設済みで農地のままでございました。

続きまして、番号2について説明させていただきます。申請人。譲渡人が、嘉島町大字上仲間〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇。譲受人が嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件については、大字上島字幸八〇〇〇〇ー1。地目が田。面積が222㎡であります。申請理由については、個人住宅。施設の概要については木造2階建て1棟となっております。1枚めくっていただきますと、位置図を示させていただきます。中央斜めに国道445号が走っております。その北側に申請地と示させていただきます。1枚めくっていただきますと、字図を示させていただきます。中央の〇〇〇〇ー〇が今回転用の届け出があつてるところです。番号2についての説明は以上でございます。

議 長 　　ただいま説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 　　続きまして議案第7号農地法第5条の規定による許可申請が3件あつております。

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 　　はい。議案第7号の議案書をご覧ください。番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。熊本市東区下江津〇丁目〇〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇。申請物件は、大字上島字北鶴〇〇〇〇ー〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積は367㎡。大字上島字北鶴〇〇〇〇ー〇。台帳地目が畑。現況地目が畑。面積が34㎡。合計が401㎡でございます。申請理由については個人住宅。施設の概要については木造平屋建ての1棟でございます。農用地区域については農用地区域で

ない旨の証明がございました。隣接同意書の添付もございます。資金証明書の添付もございます。開発許可は集落内開発区域につき申請中で見込みありでございます。地元委員については〇〇〇〇でございます。1枚めくっていただきますと、位置図を示させていただいております。松前重義記念館が中央にございます。北の方に申請地を示させていただいております。1枚めくっていただきますと、字図を示させていただいております。〇〇〇〇-〇と〇〇〇〇-〇がございます。1枚めくっていただきますと、配置図を示させていただいております。雨水については東側の側溝に流すということでございます。生活雑排水については既設の下水道管につなぐということでございます。

番号1についての説明は以上でございます。

議長 次に地元委員であります、〇から説明したいと思います。  
先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。  
申請地は、上島集落内にある未整備農地であるため農地区分としては、第2種農地になると思われます。  
農業上の支障についてですが、北側に農地集団はありますが日照・通風等営農上の支障はないものと思われます。  
周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。  
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、検討事項についてご説明します。  
農地区分につきましては、上島集落内の10ヘクタール未満の未整備農地となりますので、第2種農地と判断できます。  
営農上の支障につきましては、北側に農地集団がございまして、水路や宅地を挟んでいますので日照・通風等の営農上の支障はないものと考えられます。  
総合的に判断した結果、周辺農地への影響はないものと考えられることから申請は許可相当と判断できます。  
事務局からは以上です。

議長　ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員　はい。(委員一同)

議長　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局　はい。番号2につきまして説明させていただきます。申請人。譲渡人。嘉島町大字上仲間〇〇〇〇番地。〇〇〇〇外〇名。譲受人。熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件につきましては、大字上仲間字宮園地番〇〇〇〇番。台帳地目、田。現況地目、田。面積、1,361㎡。外5筆。合計面積が、3,985㎡でございます。申請理由については、建売住宅。施設の概要については、木造2階建て16棟でございます。農用地区域については、農用地でない旨の証明の添付がございます。隣接同意書の添付もでございます。資金証明書も添付ございました。開発許可は申請中で見込みありでございます。地元委員は〇〇委員でございます。1枚めくっていただきますと、位置図を示させていただいております。南側に嘉島リバゾンがありまして、その北側に申請地がございます。鯉滝河原線の北側になります。1枚めくっていただきますと、字図を示させていただいております。中央にございます。1枚めくっていただきますと、配置図を示させていただいております。東西に道路があつて、東側にございます。雨水については側溝がございますので、そこに流していただくと。生活雑排水汚水については、合併浄化槽で対応していただくということでございます。番号2については説明は以上でございます。

議長　次に地元委員であります、〇〇委員より説明をお願いいたします。

〇〇委員　先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。申請地は、上仲間集落内にある未整備農地ですが、高田堰掛土地改良区の農地から連なるため第1種農地になると思われま。営農上の支障についてですが、甲種農地集団の端部に位置しており

ますので、支障はないものと考えます。

個人住宅ということで周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われまます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、検討事項についてご説明させていただきます。

農地区分につきましては、上仲間集落内の未整備農地であり、高田堰掛土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、第1種農地と判断できます。

通常、第1種農地は転用することができませんが、不許可の例外規定にあります、集落に接続して設置される個人住宅にあたりますので許可要件を満たします。

また、甲種の集団の端部に位置しておりますので、日照・通風等の営農上の支障はないものと考えられます。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上です。

議 長 ただ今、番号2について地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

〇〇委員 ちょっと私からよろしいですか。事務局に尋ねます。思ったのですけれど、〇〇〇〇外〇名というのは、〇〇と〇〇〇ともう一人は誰ですか。

事 務 局 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんと〇〇〇さん。

〇〇委員 わかりました。〇〇さんのところは親子になっているのですね。わかりました。

議 長 ほかにご質問ご意見はございませんでしょうか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 それでは承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。  
続きまして、番号3の案件は、〇〇委員の案件ですので岩永委員  
の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

それでは、番号3の件について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。それでは番号3の件につきまして説明させていただきます。  
申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。譲受  
人。北九州市小倉北区下到津〇丁目〇番〇号。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件につきましては大字上島字皆本〇〇〇  
〇ー〇。田。面積830㎡でございます。申請理由は建売住宅。施  
設の概要については、木造2階建て4棟。農用地区域については農  
用地でない旨の証明があります。隣接同意書の添付はございました。  
資金証明書の添付もございました。開発許可は申請中で見込みあり  
です。地元委員は〇〇〇〇でございます。次のページをお願いしま  
す。位置図になります。1枚めくっていただきますと字図を示させ  
ていただいております。1枚めくっていただきますと、配置図を示  
させていただきます。

以上で説明を終わります。

議 長 次に地元委員であります〇より報告いたします。

先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。

申請地は、上島集落内の未整備農地であり、嘉島町役場から30  
0m以内の未整備農地であるため第3種農地と思われれます。

営農上の支障についてですが、東側に広がる甲種農地と道路と水路  
を挟んでおりますので、日照・通風等の支障はないものと考えます。

個人住宅ということで周辺の土地利用の状況からも転用許可申請  
は妥当なものと思われれます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろし  
くお願いし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたしま

す。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明させていただきます。

農地区分につきましては、上島集落内の未整備農地にあり、嘉島町役場から300m以内の位置にあるため、第3種農地と判断できます。

営農上の支障につきましては、東側に甲種農地集団がありますが、道路と水路を挟んでおりますので、日照・通風等の支障はないものと考えます。

総合的に判断しますと、第3種農地でありますし、周辺農地への影響もないことから申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上でございます。

議長 番号3について、地元委員および事務局からの説明が終わりましたが、委員の皆さんから何かご意見ご質問ございませんか。

それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

〇〇委員の件につきまして、承認されましたので報告いたします。

〇〇委員 お世話になりました。ありがとうございます。

○議案第8号 農用地利用集積計画の申請について

議長 続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の申請が10件っております。

事務局の説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、議案第8号について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に



対し要請するものです。利用権の設定の計画が10件の面積が16,914㎡。うち再設定が、2件の2,076㎡です。

それでは議案書の2ページ一覧表をご覧ください。一覧表を見て説明いたします。区分、期間、借主氏名、経営面積、利用権の面積、合計、備考の順に説明していきます。まず、賃借権の設定5年。○○○○。50,167㎡。田の510㎡。合計の50,677㎡。新規でございます。同じく賃借権の5年。○○○○○○○○2件。3,514,329㎡。田の4,214㎡。合計の3,518,543㎡です。新規でございます。10年で○○○○○○○○。1件。3,514,329㎡。田の1,075㎡。合計の3,515,404㎡。新規でございます。賃借権の設定。10年。○○○○。2件。49,273㎡。田の2,076㎡。合計の49,273㎡。更新でございます。同じく賃借権の設定。10年。○○○○。43,075㎡。田の4,589㎡。合計の47,664㎡。新規でございます。同じく賃借権の設定。7年7か月。○○○○○○○○2件。3,963㎡。新規でございます。使用貸借権の設定で、7年7か月。○○○○○○○○1件。田の487㎡です。新規でございます。

次、3ページ、個別に説明をいたします。利用権の設定者、○○○○と○○○○。利用権を設定する土地、所在地、地目、面積、利用権内容、期間、小作料の順に説明をしていきます。下六嘉大門ノ下○○○○—○。田。510㎡。米・麦・大豆。5年。1反当りの価格が17,000円です。

次、4ページを開けていただきたいと思います。利用権の設定者、○○○○○○○○と○○○○。鯉字中鶴○○○○番地。田の2,915㎡。米・麦・大豆。5年。1反当り60KG。物納でございます。

次、5ページを見ていただきたいと思います。利用権の設定者、○○○○○○○○と○○○○。下仲間字婦毛○○○番地。田の1,299㎡。米・麦・大豆。5年。反当りの15,000円です。

次、6ページを見ていただきたいと思います。利用権の設定者、○○○○○○○○と○○○○。鯉字中鶴○○○○番地。田の1,075㎡。米・麦・大豆。10年。1筆当り15,000円です。

次、7ページを見ていただきたいと思います。利用権の設定者、○○○○と○○○○。下六嘉字杉ノ下○○○○—○。田の1,142㎡。米・麦・大豆。10年。反当り15,000円です。

次、8ページを見ていただきたいと思います。利用権の設定者、○○○○と○○○○。下六嘉字平柳○○○—○。田の934㎡。米・

麦・大豆。10年。1筆当り60KGの物納でございます。

次、9ページです。利用権の設定者、〇〇〇〇と〇〇〇〇〇。上六嘉字鳥町〇〇〇番地外2筆。田の合計面積が4,589㎡です。10年です。反当りとしておりますけれど、1筆当りになります。1段目が1筆当りの120KG。物納です。2筆目が1筆当りの70KG。3筆目が1筆当りの170KGでございます。

次、10ページを説明します。利用権の設定者。〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇。上島字壺町田〇〇番地の〇。田の1,868㎡。水田。7年と7か月。反当り15,000円です。

11ページを見ていただきたいと思います。利用権の設定者。〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇。新規でございます。上六嘉字鈴町〇〇〇〇ー〇外2筆。田。外2筆ですね。合計面積が2,095㎡。利用内容は水田。7年と7か月。反当りの18,000円です。

最後12ページをお開けください。利用権の設定者。〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇。上六嘉字龍ノ前〇〇〇番地。田の487㎡。水田。7年と7か月。賃借権0ということで使用貸借権でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

何もないようでしたら、事務局から何かございますか。

事務局 来月は7月10日火曜日、時間は午前9時半からでよろしいですか。

議長 来月は7月10日の火曜日9時半からです。

委員 はい。(委員一同)

議長 よろしくお願ひいたします。  
それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。  
どうもお疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成30年6月11日

会長 下田 司

委員 本田 博士

委員 西岡 敏春